	協定集落名	認定年月日	協定参加者数(人)		協定農用地		配分割合(%)			
地域区分			農業者	非農業者	面積(㎡)	交付金額(円)	共同活動	農業者	農業生産活動等の実施状況	
特認地域	三ツ澤	H27.9.25	105	30	143,069	2,403,559	100	0	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等	
特認地域で	合計 (A)		105	30	143,069	2,403,559				
	折居	H27.9.25	46	8	108,247	1,818,549	50	50	・耕作放棄地対策等・水路、農道等の維持管理等・周辺林地の下草刈り等	
	御杉	H27.9.25	32	1	98,499	1,654,783	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等	
	武田	H27.9.25	40	0	92,468	1,553,462	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等	
	北宮地	H27.9.25	45	32	166,297	2,793,789	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等	
法指定地域	上円井	H27.9.25	61	0	275,663	4,631,138	60	40	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等	
/公扫处地域	下円井	H27.9.25	30	6	63,194	1,061,659	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等	
	中谷	H27.9.25	50	10	134,352	3,443,922	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、棚田オーナー制度実施	
	入戸野	H27.9.25	26	0	75,358	1,266,014	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等・水路、農道等の維持管理等・周辺林地の下草刈り等	
	鍋山	H27.9.25	49	0	213,851	3,592,696	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等・水路、農道等の維持管理等・景観作物の作付け等	
	青木	H27.9.25	59	66	114,966	1,931,428	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等	
法指定地域	合計 (B)		438	123	1,342,895	23,747,440				
総合	計(A) H	+ (B)	543	153	1,485,964	26,150,999				

農林課 農林振興担当■問い合わせ

■要件 「対振興8法地域の傾斜農 関等を定めた集落協定を 動等を定めた集落協定を 動等を定めた集落協定を 動等を定めた集落協定を 動等を定めた集落協定を

作放 な 中 的とした集落の取組に対 を確保していくことを目 確保や農地の多面的機能 する中、 済的・社会的条件が不利 る制度です。 概 国・県・ 農業者の高齢化・耕 地に比べ自然的 棄地の増加が深刻化 山間地域等にお 担い手農業者の が支援 い

平成29年6月1日 東落の活動状況を中山間 集落の活動状況を中山間 のとおり公表します。 のとおり公表します。

農作業雇用労賃【標準額】を決定

平成29年度の農作業雇用労賃【標準額】を別表1のとおり決定しました。

※標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。作業項目にない作業についても協議のうえで決定してください。

別表 1 平成 29 年度農作業雇用労賃金一覧表【標準額】

区分	作業内容	標準額					
	耕 起	8,000円					
耕耘請渡	代掻 (耕起してある場合)	8,000円					
	代掻 (耕起してない場合)	16,000円					
機械田植え		8,000円					
稲刈り(バインダー)	(ヒモ代別)	8,000円					
脱穀機賃金	(自脱)	8,500円					
コンバイン作業労賃	刈取り脱穀(ヒモ代別)	16,500円					
	(米) 乾燥	600円					
乾燥・籾摺り (30 kg)	(麦) 乾燥	700円					
	籾摺り	300円					
一般農作業	1日(8時間)	7,200円					

※機械作業は、燃料代を含むものとする。

※乾燥・籾摺り、一般農作業以外は、全て10 a 当りの標準額です。

農地の賃借料を公表

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を別表2のとおり公表します。

※この情報はあくまで参考であり、実際の契約に 関する賃貸料は、貸し手・借り手がよく話し合っ て決めてください。

別表 2 韮崎市賃借料情報

`									
	対象の部	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数			
	田 (水稲)	韮崎市 内全域	8,800円	16,000円	3,000円	68			
	畑・普通畑		6,300円	10,000円	3,000円	18			
	畑・樹園地 (桃・葡萄・林檎)		14,300円	20,100円	6,300円	36			
	畑・樹園地 (その他果樹)	rj±4	- 円	- 円	- 円				
	牧草畑								

※1 データ数は、集計に用いた筆数である。

※2 斜線部分は、データ数が少ないため算出できません。 5件以上のデータを基に算出しております。

※3 賃借料は、算出結果を四捨五入し100円単位で表したものです。

■問い合わせ 農業委員会事務局(内線 226)